

令和5年5月相模原市教育委員会定例会

日 時 令和5年5月17日(水)午前9時30分から午前11時34分まで

場 所 相模原市役所 第1特別会議室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第22号) 令和6年度相模原市立義務教育諸学校使用教科用図書の採択基本方針について(学校教育部)

日程第 2 (議案第23号) 令和5年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第3号)について(教育局)

日程第 3 (議案第24号) 工事請負契約について(学校教育部)

日程第 4 (議案第25号) 新型コロナウイルス感染症に伴う公の施設の利用料金及び使用料の還付の特例に関する規則を廃止する規則について(教育局)

4. 報告案件

日程第 5 (報告第10号) 公民館長の委嘱について(生涯学習課)

日程第 6 (報告第11号) 相模原市図書館事業評価について(図書館)

出席した教育長及び委員(5名)

教 育 長 渡 邊 志寿代

教育長職務代理者 小 泉 和 義

委 員 平 岩 夏 木

委 員 白 石 卓 之

委 員 宇田川 久美子

欠席した委員(1名)

委 員 岩 田 美 香

説明のために出席した者

教育局長	高橋良明	学校給食・規模適正化 担当部長	有本秀美
学校教育部長	農上勝也	生涯学習部長	村田典久
教育局参事 兼教育総務室長	岩崎雅人	教育総務室総括副主幹 (総務企画班)	的場秀剛
教育局参事 兼学校給食課長	鈴木一広	学校給食課総括副主幹 (企画推進班)	林 壮太
学校教育課長	三谷将史	学校教育課総括副主幹 (学力保障推進班)	中島哲郎
学校教育課指導主事	藤本祐之	学校教育部参事 兼学校施設課長	米山 守
学校施設課担当課長 (施設班)	岩崎純也	教育センター所長	奥津光郎
教育センター総括副主幹 (研究・研究班)	表木 誕	相模川自然の村 野外体験教室所長	石長 出
生涯学習部参事 兼生涯学習課長	松本隆人	生涯学習課担当課長 (公民館支援班)	佐藤正章
生涯学習センター所長	有本雅之	図書館長(兼) 視聴覚ライブラリー館	宮下成実
図書館担当課長 (企画・管理班)	天沼栄一	図書館主査	渡邊康司
スポーツ推進課長	白井由美		
事務局職員出席者			
教育総務室主任	栗原明伸	教育総務室主事	田中瑠菜

開 会

渡邊教育長 ただいまから、相模原市教育委員会5月定例会を開会いたします。

本日の出席は5名で定足数に達しております。

なお、本日、岩田委員より欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

本日の会議録署名につきましては、宇田川委員と白石委員を指名いたします。

それでは、これより日程に入ります。

はじめに、お諮りいたします。

本日の会議の日程2、議案第23号、「令和5年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第3号)について」、日程3、議案第24号「工事請負契約については、会議規則の規定により公開しない会議として取り扱うことにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 では、ご異議ございませんので、本日の会議のうち、日程2から日程3については、公開しない会議といたします。

なお、公開しない会議とする案件は、会議の最後に審議することといたします。

令和6年度相模原市立義務教育諸学校使用教科用図書の採択基本方針について

渡邊教育長 それでは、これより日程に入ります。

はじめに、日程1、議案第22号、「令和6年度相模原市立義務教育諸学校使用教科用図書の採択基本方針について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

農上学校教育部長 議案第22号、「令和6年度相模原市立義務教育諸学校使用教科用図書の採択基本方針について」ご説明申し上げます。

本件は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条に基づき採択を行うため、相模原市教育委員会は、令和6年度に相模原市立小中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書の採択基本方針を、神奈川県教育委員会が定める「令和6年度義務教育諸学校使用教科用図書の採択方針」を受け、提案するものでございます。

具体的なことは、学校教育課長から説明させていただきます。

三谷学校教育課長 それでは、1、教科用図書の採択についてでございます。

令和5年度は、小学校及び義務教育学校（前期課程）において令和6年度に使用する教科用図書、中学校及び義務教育学校（後期課程）において令和6年度に使用する教科用図書、小学校、中学校及び義務教育学校で令和6年度に使用する特別支援教育関係教科用図書を採択いたします。

それでは、2ページをご覧いただきたいと存じます。

2、採択の基本原則については、8項目ございます。

（1）として、小学校、中学校、義務教育学校において使用する教科用図書は、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を除き、それぞれの「教科書目録」に登載されている教科用図書のうちから採択するをいたしました。

（2）として、相模原市教育委員会が設置する相模原市教科用図書採択検討委員会の調査研究の結果を参考に、公正・適正を期し、採択するをいたしました。

この相模原市教科用図書採択検討委員会は、本市教育委員会が行う教科用図書の採択に関し、必要な事項を教育委員会へ報告するために設置するものでございます。学識経験者、保護者の代表、校長の代表、教員の代表、教育研究会の代表、教育委員会事務局の職員によって構成され、今年度は11名に委員を委嘱する予定でございます。

（3）として、各発行者が作成する「教科書編修趣意書」、神奈川県教育委員会が行う「教科用図書の調査研究」の結果を踏まえ、「学習指導要領」に基づいて調査研究し、採択するをいたしました。

（4）として、学校、児童生徒、地域等の特性を考慮して採択するをいたしました。

（5）として、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で、基本方針、採択に至る経緯、採択理由など、教科用図書採択に係る情報について、積極的な公開に努めるといたしました。

（6）として、教科用図書の採択が公正かつ適正に行われるために、外部からの不当な働きかけ等により、採択が歪められないよう、静ひつな採択環境を確保するをいたしました。

（7）として、相模原市立中学校及び義務教育学校（後期課程）において、令和6年度に使用する教科用図書は義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、第14条に則り、採択するをいたしました。

この法律及び政令によって、「義務教育諸学校において使用する教科用図書については、4年間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。」とされてお

り、中学校及び義務教育学校（後期課程）において令和6年度に使用する教科用図書は、原則として昨年度に採択されたものを、継続して採択することになります。

（8）として、小学校、中学校及び義務教育学校において、令和6年度に使用する特別支援教育関係教科用図書は、各学校が「令和5年度用一般図書契約予定一覧」から調査研究した図書を採択することといたしました。

続いて、3、教科用図書調査研究の観点についてでございますが、「令和6年度使用小学校及び義務教育学校教科用図書 調査研究の観点」及び「令和6年度使用 特別支援教育関係教科用図書 調査研究の観点」を別に定めるといたしました。

次に、4ページ、令和6年度使用小学校及び義務教育学校（前期課程）教科用図書調査研究の観点（国語）をご覧くださいと存じます。

教科・種目に共通な観点といたしまして、1から10までを神奈川県教育委員会が定める令和6年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針における調査研究の観点に準じて設定いたしました。

11につきましては、本市が推進しているキャリア教育に基づいて観点を設定いたしました。

12以降の各教科の観点につきましては、教育センターの奥津所長より説明いたします。奥津教育センター所長 それでは、各教科の観点について説明いたします。

引き続き、国語の観点、12をご覧ください。「知識及び技能」として、「日常生活における話や文章の中で使いこなせる語句を増やしたり、語句の意味や使い方に対して理解したりする等、語彙を量と質の面から充実させることができる内容であるか。」「言語活動を行う際に必要な情報を取り出して整理したり、それらの関係を明確にしたりすることができる内容であるか。」といたしました。

学習の基盤となる言語能力を支える重要な要素となる語彙を豊かにすることや情報を正確に理解し、自分の考えに生かすことに関する資質能力を育むことができる内容になっているかについて調査するため、この観点といたしました。

続いて、13、「思考力、判断力、表現力等」として、「言語活動を通して指導事項を指導するという特質を踏まえ、言葉に着目しながら思考・判断・表現できる適切な言語活動を設定できる内容であるか。」といたしました。

場面や目的を明確にした、児童自身が学ぶことの必然性を感じられるような言語活動を通して、言葉に着目しながら、思考力、判断力、表現力等の資質・能力を育むことができ

る内容になっているかについて調査するため、この観点といたしました。

続いて、14、「学びに向かう力、人間性等」として、「『話す、聞く、書く、読む』力をどのように身に付けるのか等、学習の見通しをもって取り組むことができる内容であるか。」「教材に設定されている場面や目的が、日常生活とつながりがあると同時に、進んで読書をすることができるよう、主体的な学校図書館の利用を促す内容であるか。」といたしました。

見通しをもって言語活動に取り組むことができる内容であるかと共に、作品や作者に関する興味を広げ、学校図書館利用の促進を図ることができる内容であるかについて調査するため、この観点といたしました。

5ページ、書写の観点をご覧ください。これ以降の説明につきましては、各教科において特徴的なもののみ申し上げます。

12、「効果的に文字を書くこと」として、「文字の組み立て方や文字の大きさ、点画の書き方などについて理解して書くことができるようにするとともに、目的や必要に応じて書く力を身に付け、各教科等の学習活動や日常生活に生かすことができる内容であるか」といたしました。

文字を正しく整えて書くことができるようにするとともに、書写の能力を、学習や生活に役立てることができるような内容になっているかについて調査するため、この観点といたしました。

続いて、6ページ、「社会の観点」をご覧ください。13、「思考力、判断力、表現力等」として、「学習したことを基に、社会的事象の特色や相互の関連、意味を多角的に考える力、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断する力、考えたことや判断したことを適切に表現する力を養うことができる内容であるか。」といたしました。

社会的事象の特色や課題について多角的に捉え、その解決等に向けて社会への関わり方を選択・判断し、主体的に問題解決しようとしたり、学習したことを社会生活に生かそうとしたりすることができる内容になっているかについて調査するため、この観点といたしました。

続いて、7ページ「地図の観点」をご覧ください。13、「地理的事象の読み取り、追究」として、「どのような地理的事象が見られるのか、地理的事象がなぜその地域に見られるのかなどについて、地図から地理的事象を読みとったり、地理的事象を追究し、捉え

たりする技能を身に付けることのできる工夫がなされているか。」といたしました。

地図や統計資料等から地理的情報を読み取り、それらを基に、社会的事象の特色や課題について多角的に考察し、追究することができる内容になっているかについて調査するため、この観点といたしました。

続いて、8ページ「算数の観点」をご覧ください。13、「思考力、判断力、表現力等」として、「事象を数量や図形及びそれらの関係に着目して捉え、筋道を立てて考察する力を養うことのできる構成となっているか。」「基礎的・基本的な数量や図形の性質などを見だし、統合的・発展的に考察する力を養うことのできる内容となっているか。」「数学的な表現を用いて、事象を簡潔・明瞭・的確に表したり、目的に応じて柔軟に表したりする力を養うことのできる内容となっているか。」といたしました。

日常の事象を数理的に捉え、数学的に表現・処理し問題を解決したり、算数の学習場面から問題を見だし解決したりする過程を遂行し、その過程や結果を振り返って考えたり、統合的・発展的に考察したりすることのできる内容になっているかについて調査するため、この観点といたしました。

続いて、9ページ、「理科の観点」をご覧ください。13、「思考力、判断力、表現力等」として、「自然の事物・現象に親しむ中で興味・関心をもち、そこから問題を見だし、予想や仮説を基に観察、実験などを行い、結果を整理し、その結果を基に結論を導き出すといった問題解決の過程において、問題解決の力が育成される構成であるか。」といたしました。

主体的に問題解決に取り組む過程を通して、問題を見いだす、根拠のある予想や仮説を発想する、解決の方法を発想する、より妥当な考えをつくりだすといった問題解決の力を育むことができる内容になっているかについて調査するため、この観点といたしました。

続いて、10ページ、「生活の観点」をご覧ください。12、「知識及び技能」として、「身近な人々、社会及び自然と直接関わる中で、それらの関わりについて気付くことができるようにするとともに、自分自身や自分の生活について気付くことができるよう工夫されているか。」「思いや願いを実現する過程において、生活上必要な習慣や技能を身に付け、実生活や実社会の中で生きて働くものとする内容であるか。」といたしました。

具体的な活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴やよさ、それらの関わり等に気付くとともに、生活上必要な習慣や技能を身に付けることがで

きる内容になっているかについて調査するため、この観点といたしました。

続いて、11ページ、「音楽の観点」をご覧ください。13、「思考力、判断力、表現力等」として、「歌唱や器楽の学習や、音楽づくりの学習において、どのように表現するかという思いや意図をもって表現する力を育むことのできる内容となっているか。また、それぞれがもつイメージや感情を、曲想と音楽の構造との関わりなどと関連させて、自分にとっての音楽のよさや面白さなどを見だし、曲全体を聴き深めることのできる内容であるか。」といたしました。

音楽の楽しさ、音や音楽の美しさなどを感じ取るうえで、曲想と音楽の構造との関わりなどについて理解するとともに、表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付け、思いや意図と関連付けて取り組むことで思考力、判断力、表現力等の資質・能力を育むことのできる内容になっているかについて調査するため、この観点といたしました。

続いて、12ページ、「図画工作の観点」をご覧ください。12、「知識及び技能」として、「対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して理解するとともに、材料や用具を使い、創造的につくったり表したりすることができるよう配慮がなされているか。」といたしました。

児童一人一人が造形的な視点について、視覚や触覚などの感覚、持ち上げたり動かしたりする行為を通して理解し、自分の思いを基に活動を充実させ、自分らしくつくったり表したりする資質・能力を育むことのできる内容になっているかについて調査するため、この観点といたしました。

続いて、13ページ「家庭の観点」をご覧ください。13、「思考力、判断力、表現力等」として、「日常生活から課題を設定し、様々な解決方法を考え、実践を評価・改善し、考えたことを表現するなど、課題を解決することができるよう工夫されているか。」「2学年間を見通して、学習過程が工夫されているか。」といたしました。

日常生活の中から問題を見だして課題を設定し、それを解決する力や、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造しようとする態度を育成する授業展開を通して、思考力、判断力、表現力等の資質・能力を育むことのできる内容になっているかについて調査するため、この観点といたしました。

続いて、14ページ、「体育の観点」をご覧ください。13、「思考力、判断力、表現力等」として、「健康に関わる事象や健康情報などから自己の課題を発見して、その解決方法を考えるとともに、よりよい解決に向けて判断したことを他者に伝える力を養うこと

ができる内容であるか。」といたしました。

自己の健康についての課題を見付け、解決に向けて試行錯誤を重ねながら、思考を深め、よりよく解決する学習を通して、自己の健康課題について習得した知識及び技能を活用し、解決方法を考えるとともに、様々な解決方法の中からよりよい解決に向けて判断することで思考力、判断力、表現力等の資質・能力を育むことができる内容になっているかについて調査するため、この観点といたしました。

続いて、15ページ「外国語の観点」をご覧ください。13、「思考力、判断力、表現力等」として、「『自分の気持ちや考えを伝えたい』と思える目的・場面・状況等のもと、実際に英語を使用して互いの気持ちや考えを伝え合ったり、必要な情報を得たりするなどの言語活動を通して、自分の考えを表現したり、深めたりすることのできる内容となっているか。」といたしました。

目的・場面・状況等が明確な言語活動を通して、身近で簡単な事柄について、聞いたり話したりするとともに、自分の気持ちや考えを伝え合うことができる基礎的な力を養うことができる内容になっているかについて調査するため、この観点といたしました。

なお、外国語に関しては、この観点の下、学習者用デジタル教科書の見本版も調査の対象といたします。

続いて、16ページ、「道徳の観点」をご覧ください。12、「道徳科の目標と内容との関連」として、「道徳的な課題を自分自身の問題として捉え、物事を多面的・多角的に考え、道徳的価値と向き合いながら「考え、議論する道徳」につながる工夫や配慮がなされているか。」といたしました。

「特別の教科 道徳」では、道徳的諸価値の理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳性の諸様相を育てることを目標としており、児童の発達段階に即しているか、児童が深く考えることができるか、児童が自己や社会の未来に夢や希望をもつことができる内容になっているかについて調査するため、この観点といたしました。

続いて、17ページをご覧ください。「令和6年度特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点」についてでございますが、「教科・種目に共通な観点」といたしまして、神奈川県教育委員会が定める「令和6年度義務教育諸学校使用教科用図書 採択方針」における調査研究の観点に準じて設定いたしました。

なお、本議案に関する法規につきましては、18ページ以降の参考資料1を、採択が行

われまず 8月の教育委員会定例会までの大まかな流れにつきましては、25ページの参考資料2を、そして検定、採択の周期につきましては、26ページ、参考資料3をご覧ください。

農上学校教育部長 以上、令和6年度相模原市立義務教育諸学校使用教科用図書採択基本方針についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いします。

小泉教育長職務代理者 大きく分けて2点あります。

まず最初に、採択の基本原則なのですが、先ほどのご説明の中で、教科書検討委員会を今年度は11名というご説明があったのですが、基本原則について大きな違いがあったのでしょうか。

もう1点は、それぞれの観点について、例えば8ページの算数の13、思考力、判断力、表現力等を見ると、語尾のところ、構成と内容を使い分けているのですが、何かこの辺は意図があるのでしょうか。ほかも含めてそうなのですが、教えてください。

以上です。

三谷学校教育課長 基本原則についてでございます。基本原則につきましては、前回と大きな違いはございません。(1)の部分のみ法律で規定されていることではございますが、全て改めて国の検定に合格した教科用図書目録の中から採択することとしておりますので、基本原則について違いはございません。また、人数につきましても、変更はございません。

奥津教育センター所長 構成についてでございますが、大きなまとまりの中で思考の流れがつながるような構成になっているか、内容につきましては、そこに載っている内容についてということで、区別をしているところでございます。

以上でございます。

小泉教育長職務代理者 いろんな教科を見てみると、そのご意見で行くと、教科によっては構成という言葉がないのもあるので、ちょっと違うニュアンスになってしまうのではないかと感じました。意見です。

以上です。

平岩委員 社会科の14番のところなのですが、学びに向かう力、人間性のところなのですが、2つ目の項目のところ、地域社会に対する誇りと愛情と並びまして、我が国の国土と歴史に対する愛情、我が国の将来を担う国民としての自覚とありますが、これは、

やはり我が国や国民という言葉を入れなければいけないところなのでしょうか。

もう1つ、図画工作のところでは、音楽のときには、音楽に感動するような体験を積み重ねられる内容であるかというのがあって、図画工作の方は、つくりだす喜びというのがあるのですが、美術の作品鑑賞で、感動するような喜びを味わうというところがないのですが、意外とその作品を見て感動する気持ちというのが私は大事だと思っておりますので、そういった項目がどこかに入っているのであればいいと思うのですが、いかがでしょうか。

表木教育センター総括副主幹 ご質問をいただきました、まず1点目の社会科の我が国というところですが、学習指導要領に則ってこの文言を使用しているということでご理解いただければと思います。

2点目につきましては、つくりだす喜びを味わうというところですが、図画工作科におきましては、様々な材料や作品などを見たり触れたりするときの感覚とか、並べたり、色を混ぜたり、物を切ったりするなどの行為という活動を通して、喜びを味わうということをお大事にしておりますので、今回のこの学びに向かう力、人間性等の文言の中にそうした趣旨が含まれているということで、調査研究を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

平岩委員 おっしゃっていることは理解いたしました。社会科のところでは、指導要領に則ってということですが、12、13、14は、相模原市としての考えということでした。相模原市として、あえてここは載せたいというところでしょうか。外国に関係のある方が多い相模原市としては、我が国という表現にこだわりたいのかどうかということをお伺いしたいと思います。

奥津教育センター所長 今のご意見につきましては、先ほど表木の方からもご説明いたしました。基本的には学習指導要領に則って行っているところでございます。本市の実情を踏まえまして、外国につながる児童もおりますので、そういったところについても検討する1つの材料にしていくべきかと思っております。

以上でございます。

平岩委員 そうですね。観点としてここに載るということは、そこに則って判断していくわけで、やはりここに載せるのかどうかというのは、大きく意味のあることだと思います。

ですから、相模原市としてのお考えをお伺いしたいのと、指導要領に則ってこうですと言っただけなのであれば、そちらで理解したいと思います。

奥津教育センター所長 観点の学びに向かう力、人間性等のところ、多角的な思考や理解を通してという言葉があったり、世界の国々の人々と共に生きていくことの大切さが書かれてございますので、学習指導要領に則ってというところでございますが、こういった文言をしっかりと生かしながら、採択を行っていきたいと思っております。

平岩委員 はい、承知しました。

宇田川委員 細かくて申し訳ないのですけれども、10ページの生活のところの12番の知識及び技能のところなのですが、身近な人々、社会及び自然と直接関わる中で、それらの関わりについて気付くことができるというところが、何についてなのか分かりにくいのですが、関わる中でそれらの関係性に気付いていくということなののでしょうか。

表木教育センター総括副主幹 例えば季節ごとの自然と関わる活動を通してというところで考えると、自然の様子や、四季の変化、あと遊びの面白さ、不思議さというものに気付くというような、身近な変化等に気付くというところがまず1点考えられます。そうした中で、自分の生活を楽しくしようとする思いにつながり、自分自身の生活について気付くことが2点目と捉えております。

以上でございます。

宇田川委員 今のご説明をいただいたことで理解すると、それは関わりについて気付くということではないのではないのでしょうか。

表木教育センター総括副主幹 それらの関わりについて、まずそうした変化に気付くということが含まれていて、さらにその後、自分自身や自分の生活について気付くということで、そこがどちらかという関わりを通して気付くというような捉えで考えております。

以上です。

宇田川委員 それだけご説明いただかないと、この文章からでは伝わらないと思います。

奥津教育センター所長 今、宇田川委員からいただいたご意見につきましても、ご指摘の部分をしっかり踏まえた上で調査研究を進めてまいりたいと思います。

渡邊教育長 この観点について、修文を検討されますか。

奥津教育センター所長 はい。修文を検討させていただきたいと思います。

白石委員 それぞれの観点につきまして、これまでと大きく、変わったとか変えたというような点がありましたら、教えていただければと思います。

三谷学校教育課長 教科の観点ですけれども、基本的に学習指導要領に則っておりますので、大きく変えたところはございません。

以上でございます。

白石委員 それぞれの科目の観点の中で、私が感じた印象は、実際の生活における課題だとか問題について、その課題解決、問題解決に結びつけられるものとして、意識して観点とされたのでしょうか。

奥津教育センター所長 委員がおっしゃるように、課題解決、問題解決というのは、今、どの教科においても学習指導要領で求められている力でございますので、そういった観点をこちらの方に表しているということでございます。

白石委員 今、非常に問題になっている部分、Chat GPTとかAIの部分も含めて、自分で考えるということはすごく大切になってくると思いますので、ぜひそのような観点、非常に大切だと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

渡邊教育長 ほかにご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

渡邊教育長 それでは、先ほど、生活の観点につきまして一部修正をというお話がありましたので、修文した上で再度提出をするということになると、スケジュールとしてどうなるのでしょうか。

藤本学校教育課指導主事 この場で修文を含めてご検討いただいて、ご決定までいただければと思います。

渡邊教育長 修文案はございますか。

奥津教育センター所長 生活科10ページでございます。12、知識及び技能のところでございますが、一度全体を通して読み上げます。「身近な人々、社会及び自然と直接関わる中で、それらと関わることによって気付くことができるようにするとともに、自分自身や自分の生活について気付くことができるよう工夫されているか。」

渡邊教育長 いかがでしょうか。

小泉教育長職務代理者 となると、何に気付くかというのが、先ほど季節の変化であるとか自然の様子という例を挙げてもらいましたけど、何に気付くかというのが明らかにされていないので、グレーな感じといたしますか、もともと学習指導要領から引用していると思うのですが、その辺の文言も含めて補足をしていただければ、理解できると思います。

奥津教育センター所長 生活科における学習指導要領の文言でございますが、身近な人々、社会及び自然を自分との関わりで捉え、自分自身や自分の生活について考え、表現することができるようになるとございます。

小泉教育長職務代理者 となると、その気付くというのは別になくてもいいのではないのでしょうか。

奥津教育センター所長 気付くの部分でございますが、活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴やよさ、それらの関わり等に気付くとともに、生活上必要な習慣や技能を身に付けるようにすると目標の(1)のところで記載されてございます。

小泉教育長職務代理者 今、幾つか例があったではないですか。それを少し盛り込めば、理解できると思います。なおかつ、一文ではなかなか評価はしづらいので、この後の検討会でより丁寧な説明をして、採択の情報収集をするということが、私としては非常に重要だと思いました。その説明がないと、気付くことに気付くで、なおかつ何に気付くかというのが分からないので、ある意味堂々巡りになってしまうかなという感じがしますね。

渡邊教育長 まず、この修正について、ご意見はございますか。

宇田川委員 今、お話を伺って分かったのですが、身近な人々、社会及び自然との関わりについて気付くということで、関わりについてそれらと直接関わることを通してとか、関わることによって気付くとするのはいかがでしょうか、

渡邊教育長 今回、議案第22号を審議していただいておりますが、公開の中で、議案の審議、報告が終わった後、もう1度議案第22号の審議を継続させていただくということはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 では、その間に修文の方をお願いいたします。

では、議案第22号については、一旦保留といたしまして、後ほど再審議させていただくということにいたします。

新型コロナウイルス感染症に伴う公の施設の利用料金及び使用料の還付の特例に関する規則を廃止する規則について

渡邊教育長 それでは、次に、日程4、議案第25号、「新型コロナウイルス感染症に伴う公の施設の利用料金及び使用料の還付の特例に関する規則を廃止する規則について」を議題といたします。事務局より説明をいたします。

岩崎教育総務室長 議案第25号、「新型コロナウイルス感染症に伴う公の施設の利用料金及び使用料の還付の特例に関する規則を廃止する規則について」ご説明申し上げます。

下段の提案理由をご覧ください。

本議案につきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の改正により新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが五類へ移行したことに伴い、本市の対応が決定したことから、当該規則を廃止いたしたく、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第7号の規定により提案するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、議案第25号関係資料をご覧ください。

1の趣旨につきましては、令和2年2月14日から規則第3条第1項第2号に規定する別に定める日の末日である同年8月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点により市公共施設の利用を中止した場合には、納付済みの利用料金等を利用者へ全額還付しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが五類に移行したことに伴い、当該規則を廃止するものでございます。

次に、2の施行期日につきましては、公布の日から施行するとしております。本日も決定いただきますと、令和5年5月18日の公布の予定でございます。

次に、3の経過措置の適用範囲でございます。

(1) 廃止前の規則の第3条第1項第1号に該当する場合につきましては、規則の施行日前の令和2年2月14日から同月26日までの間で、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、利用者自らの判断により施設を利用せず、既に利用料金を納付していた場合には、利用者からの還付の申請が必要であり、現時点において未申請者の者が存在する可能性があることから、令和7年2月27日まで経過措置を設けるものです。

(2) の廃止前の規則の第3条第1項第2号に該当する場合につきましては、規則の施行日以降の令和2年2月27日から同年8月31日までの間で、利用の承認を受けた者が、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、利用者自らの判断により利用の取消しを申請し、教育委員会又は管理者の承認を受けた場合については、還付済みであり、現時点において未還付のものは存在しないことから、経過措置を設けないものでございます。

裏面をご覧くださいいただければと思います。

4の経過措置の適用期間につきましては、令和7年2月26日までとしております。令和2年2月14日から同月26日までの間に、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため施設を利用しなかった場合には、施行日である令和2年2月27日から利用料金の還付の

申請ができることとなっているため、地方自治法第236条の金銭債権の5年の消滅時効に基づき、令和7年2月26日までその効力を有する経過措置を設けるものでございます。

なお、教育委員会の対象施設は、3枚目、議案第25号参考資料の裏面の別表のとおりでございます。

また、市長事務部局につきましても、同様の規則が制定されておりましたが、5月8日付で廃止されており、同一の期間の経過措置が設けられているところでございます。

以上で、新型コロナウイルス感染症に伴う公の施設の利用料金及び使用料の還付の特例に関する規則を廃止する規則について、ご説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

白石委員 令和2年の2月27日から同年の8月31日までの間の部分については、もう還付済みということで、その前の2月14日から26日までの間については、まだ利用者が還付の申請をしていないものがあるかもしれないということなのですが、還付されていない件数と申請があった件数は何件あるのでしょうか。

岩崎教育総務室長 各施設ごとで状況が異なりますので、各施設からご回答させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

有本生涯学習センター所長 相模原市総合学習センターの利用につきましてご説明を申し上げます。規則第3条第1項第1号、適用期間2月14日から2月26日までの利用申請数は133件ございまして、うちキャンセルが25件ございます。それから、第3条第1項第2号適用の2月27日から8月31日までの利用申請数につきましては1,367件、うち1,023件がキャンセルとなっております。この1,023件のうち、この規則適用によるキャンセルにつきましては965件、利用者都合によるキャンセルが58件ございます。この規則の対象期間中2月14日から8月31日まで、全ての件数としましては、施設の利用申請数が1,500件ございまして、キャンセル数が1,048件、そのうちの998件につきましては、この規則適用によつてのキャンセルで、58件につきましては、利用者都合によるキャンセルとなっております。なお、規則適用によつてのキャンセルは全て還付が完了しております。

以上でございます。

松本生涯学習課長 別表の中で、公民館と津久井生涯学習センターがございますけれども、

事前に納付をしているという仕組みを取っておりませんので、結果的にキャンセルをして還付をするという事案というのはもともと発生していないということでございます。

石長相模川自然の村野外体験教室所長 若あゆとやませみについては、2月の14日から26日までの期間の申請は5件ございました。そのうち3件が事前に納付前にキャンセルをしておりますので、2件は既に還付済みです。

以上でございます。

白井スポーツ推進課長 今回の規則改正に係るスポーツ推進課所管の施設は、学校体育施設とナイターについてでございます。こちら、ナイターにつきましてはシステムでの管理になっておりまして、件数が膨大ということもございまして、大まかな数値になりますことをご了承ください。ナイター自体の申請件数が出せないため、全体の運動施設等々を含めまして5万1,000件の件数になっております。こちらは2月14日から8月31日までの予約件数となっております。その中で、第1号、規則の第3条第1号、こちらにつきましては、コロナを理由とした還付申請と思われるものについては3件となっております。こちらは、システム上におきまして、雨天、施設都合を理由に全額還付しているものの中で、雨を降っていない日を抽出した件数となっております。そのほか、学校体育施設、こちらの体育館につきましては、この間の利用を予定していた方からの還付申請というのにはございませんので、利用していただいたという認識でございます。

第2号、学校ナイターにつきましては、3月2日から施設の利用を中止しておりまして、コロナの理由によってキャンセルをしたというのは該当はございませんでした。2月の27日から3月1日までにつきましては、先ほども申し上げたのですが、システム上でのキャンセルになりますので、コロナを理由としているかどうかは不明ということですが、全額還付の申請はございませんでした。学校体育施設につきましては、2月25日から施設自体を利用を中止しておりますので、対象外となっております。

以上です。

白石委員 博物館はいかがでしょうか。

松本生涯学習課長 博物館も当日納付なので、対象にならないと承知しております。

白石委員 そうしますと、可能性があるのは、体育館と運動場のナイターについてということですね。もう3年以上前のことになってしまうので、使った人たちも使ったかどうかよく覚えていないような感じもします。そこから申請があるかもしれないので、こういう規則を残しておくというこの理解でよろしいでしょうか。

高橋教育局長 ただいま白石委員のお話がありましたとおり、教育委員会所管の自然の村ですとか総合学習センターとか、博物館につきましては、還付が完了もしくは還付対象ではないということでございます。スポーツ関連の施設については、システムで管理している関係上、把握がし切れていないというところがございます。

加えて、5万件を超える利用申請がある関係で、念には念をというところで5年間の経過措置を設けるものでございます。

以上です。

渡邊教育長 ほかにご質問、ご意見等ございますか。よろしいでしょうか。

では、ほかにごございませんので、これより採決を行います。

議案第25号、「新型コロナウイルス感染症に伴う公の施設の利用料金及び使用料の還付の特例に関する規則を廃止する規則について」を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 ご異議ございませんので、議案第25号は可決されました。

公民館長の委嘱について

渡邊教育長 次に、日程5、報告第10号、「公民館長の委嘱について」を議題といたします。事務局より説明をいたします。

松本生涯学習課長 報告第10号、「公民館長の委嘱について」につきまして、ご説明申し上げます。

本報告は、公民館長4名の任期満了に伴い、後任の公民館長の委嘱をいたしましたものでございます。恐れ入りますが、報告第10号別紙をご覧ください。

委嘱いたしました公民館長についてご説明いたします。31名おります公民館長のうち4名が令和5年4月30日をもって任期満了となったことに伴い、後任の館長を委嘱したもので、今回はそのうち2名の方が再任、2名の方が新任でございます。

上溝公民館、根岸利昌氏は再任で2期目でございます。相武台公民館、宮本憲雄氏は再任で2期目でございます。上鶴間公民館、三條朋美氏は新任でございます。三條氏は、谷口自治会監査役や谷口小学校避難場所運営協議会会長等でご活躍されています。城山公民館、高野朝枝氏は新任でございます。高野氏は、元相模原市立内郷小学校校長で、現在は城山幼稚園学校改善支援委員等でご活躍されています。任期は、令和5年5月1日から令

和8年4月30日まででございます。

いずれの方々も社会教育に造詣が深く、公民館運営に熱心に取り組まれる方として、各公民館運営協議会からご推薦をいただきました。円滑な公民館運営について、ご指導、ご助言をいただけるものと判断いたしまして、委嘱したものでございます。

以上、報告第10号、「公民館長の委嘱について」の説明を終わらせていただきます。
渡邊教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

白石委員 確認といたしますか、上鶴間と城山の館長はそれぞれ何期館長を務めていただいたか教えていただけますでしょうか。

松本生涯学習課長 それぞれ2期、6年、お務めいただきました。

渡邊教育長 ほかにご質問ございますか。特によろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

渡邊教育長 では、この件はこれで終わりにさせていただきます。

相模原市図書館事業評価について

渡邊教育長 次に、日程6、報告第11号、「相模原市図書館事業評価について」を議題といたします。事務局より説明をいたします。

宮下図書館長 それでは、報告第11号、「相模原市図書館事業評価について」ご説明を申し上げます。

まず、今回のご報告の経緯といたしまして、図書館では、平成26年度事業分から毎年度事業評価を行っており、令和2年度から計画期間を開始した、第2次図書館基本計画策定後の事業評価につきましては、新たな計画に合わせ、評価手法等の見直しを行いながら、実施してまいりました。令和2年度事業分の評価につきましては、昨年度の教育委員会でご報告し、公表いたしました。

今回ご報告する令和3年度事業分の評価につきましては、昨年度評価を実施した際の課題等を整理し、令和4年度内の図書館協議会においてご意見やご提案をいただきながら、枠組みの修正と評価作成を並行して進めたことから、この時期のご報告となったものでございます。

次回以降の事業評価につきましては、さらに評価のサイクルを改善し、事業実施の翌年度内にまとめご報告及び公表ができるよう、作業を進めて参ります。

それでは、評価の内容についてご説明申し上げます。お手元の資料、別紙 1 は評価書本体、別紙 2 は評価書の内容を概要としてまとめたものでございます。本日は主に別紙 2 の概要に沿って、一部詳細については別紙 1、評価書本体を参照しながら、ご説明申し上げます。

まず、別紙 2 の 1 ページをご覧ください。1 の「評価の目的」でございしますが、図書館法などの規定に基づき、運営状況に関する評価を行い運営の改善を図ることと、運営の状況に関する情報を積極的に提供することを目的としております。

2 の「評価内容」といたしましては、令和 3 年度分の図書館事業評価について、令和 2 年 3 月に策定した「第 2 次相模原市図書館基本計画」に基づき実施したものでございます。

3 の評価方法でございしますが、計画の第 6 章に定める成果指標及び進行管理において、図書館による内部評価と図書館協議会による外部評価を実施することとしていることから、評価方法の詳細について図書館協議会で検討し、評価内容を定性的に記述することに加え、次のとおり段階評価を行うことといたしました。

まず、内部評価につきましては、アの総合評価を算出するために、イの成果指標の達成項目による評価とウの施策の取組状況による評価、それぞれを点数化いたしまして、その合計点により、A から D までの 4 段階で評価をいたします。

次に、(2) の外部評価につきましては、内部評価及び各委員のご意見を踏まえ、図書館協議会においてご協議いただき、A から D の 4 段階で評価をいただきました。

続いて 4 の評価書の構成でございしますが、1 ページからの本編と 26 ページからの資料編で構成させておりました、それぞれの内容は概要版に記載のとおりでございます。

次に、5 の評価結果でございます。内部評価については、本編の 16 ページをお開きいただきたいと思っております。結果として、総合評価は 55 点の B という評価になりまして、概ね目標どおりの成果が得られたということでございます。

総合評価の点数の内訳でございますが、その下の表にあるとおり、成果指標による評価が 15 点、施策の取組状況による評価が 40 点でございます。なお、この点数の配点は、1 が 60 点、2 が 40 点、合計で 100 点になるように設計がされております。

その成果指標による評価でございますが、5 ページをお開きいただきたいと思っております。こちらに 10 項目の評価指標がございますが、これらのうち、評価基準値を実績値が超えたかどうかという判断になります。そこで基準値を超えたものを 3 つ、ここに上げさせていただきます。

まず、利用者の満足度と地域資料の蔵書数、それと「読書は好きですか」という質問に「当てはまる」、「やや当てはまる」と回答した小・中学生の割合でございます。これら3つは基準値を超えたものでございますが、5ページ、6ページの1、2、3、4と6、7、9については、基準値を超えなかったものでございます。

点数のつけ方については、2ページをご覧いただきたいと思います。こちらの評点は、成果指標の達成項目で60点中15点となりました。15点は、その評価及び点数の欄に当てはめると、1から4項目達成のCということになります。

次に、施策の取組状況による評価でございます。こちらは、基本目標1、2、3、4の4つがございまして、基本目標1の方でご説明をさせていただきます。下の表にあるとおり、まず、結果といたしましては、Aの目標どおりということをお願いしております。

配点については、3ページをご覧いただきたいと思います。こちらに定量的な測定の考え方が書いてございます。

蔵書の充実という項目に関しましては、4項目中4項目が達成ということですので、表に照らしますと二重丸の3点ということになります。以降、利用環境の充実、こちらは6項目中の2項目が達成でございますので、表に照らしますと5割未満の実施ということになりまして、三角の1点、次に、より身近な図書館サービスの提供。こちらが4項目中の3項目の達成ですので、丸の2点ということになります。4番目の多様な利用者に向けたきめ細かいサービスの充実、こちらは4項目中4項目が達成ですので、二重丸の3点。5番目がICTを活用したサービス向上、こちらが4項目中2項目達成ですので、丸の2点という具合になります。そうしますと、こちらの合計点が15点満点中、合計で11点ということになります。こちらは、3ページの基準にて点数化いたしますと、5割から8割未満の達成ということで、評価得点は2点、そして評価はBということになります。

同様な方法で基本項目2、3、4を計算していきますと、まず、基本目標2の方は、12点中10点でございまして、評価得点に直しますと3点でございます。基本目標3につきましては、9項目中の9点でございまして、評価得点に直しますと3点。同様に基本目標4につきましては、9分の8、3点ということになります。

これら4つの目標を総合計いたしますと、総合計は11点ということになります。こちらを3ページの基準に照らしますと、一番下の4ですけれども、10点から12点の間に入りますので、評価はA、目標を達成できているということで40点。そして、16ページに戻りますと、2の方は40点ということになります。この40点と15点を足して5

5点。この総合評価がBということになります。

次に、バツがついた項目なのですけれども、快適な読書環境の提供やくつろいで読み聞かせができるスペースの確保など、建物の構造や設計などに起因するもので、次回建て替え時への課題として捉えているほか、コロナの影響で席数を制限したことによることが原因と考えられています。また、世代間など多様な交流、機会の場の提供、学生ボランティアの事業の参画など、実施自体を見送ったり、参加人数を制限したりしたものなど、コロナが主原因となり縮小せざるを得なかったものなどがほとんどでございます。

ただ、そのような中でもWi-Fiによるインターネット環境の提供など、コロナの影響を受けない事業ですが、今回の令和3年度報告では実現していないものの、現時点では既に整備が完了いたしまして、運用を開始しているため、次の令和4年度の報告では実施済みとなる予定でございます。

次に、外部評価でございます。24ページをお開きください。

外部評価の総合評価は、Bとなっております。取組は評価しますが、成果指標の達成は低調、それと、今後成果指標の達成を目指すには、資料費等、予算の充足が必須というコメントが付されました。

評価の主な内容につきまして抜粋したものがありますので、読み上げさせていただきます。

各図書館において図書館職員は厳しい環境の中、様々な取組を実施していることを評価する声が多い。令和2年度と比較すること、あるいは中長期の図書館計画と比べること自体に困難さがあるといわざるをえない。しかし、コロナに対して社会が立ち直りつつあるので、今後は評価基準の達成を目指してほしい。取組を継続する上では、専門的な人材が不可欠であるため、司書の確保に努めてほしい。取組状況に比して成果指標の達成が低調であることについては、コロナの影響も当然あるが、利用者満足度の結果を見ると図書館の蔵書の量が少ないという根本的な要因を指摘せざるをえないという・・・図になっております。

Aの評価に近づくために、今後いろいろな課題が見えてきましたので、今後、そこを重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、相模原市図書館事業評価についてご説明を終わらせていただきます。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

白石委員 まず確認からさせていただきたいと思います。令和3年度評価基準値という数値がありますけども、この評価基準値というのはどのように求められるものなのか、教えていただけますでしょうか。

宮下図書館長 令和3年度の評価基準値でございますが、こちらは、令和9年までの図書館の基本計画に基づき、設定しております。

以上でございます。

白石委員 もう1つ確認なのですが、実績値の中で、例えば5ページの4番、来館者数という数字がありますけども、この来館者数はどのように把握されているのでしょうか。

宮下図書館長 来館者数に関しましては、入り口にあるカウンターで集計しております。この数字は、全部の図書館の合計数でございます。

以上です。

白石委員 分かりました。いろいろ小さな評価の採点は別として、令和2年度に比べれば開館日数が増えたということもあって、新規の登録者数、それから貸出者数、貸出件数については増えていると思います。逆に、登録者数は減ってしまっていると思うのですが、登録は何年間使わないと自動的に抹消されてしまうのでしょうか。

宮下図書館長 4年間でございます。

白石委員 分かりました。恐らく全体的な傾向として、貸出し、新規の登録者数は7～12歳の部分が一番多く、それプラスその親世代だと30代、40代が多いということになっているようです。逆に言うと、小さい頃に作った図書館のカードが中学生、高校生、大学生、それから成人となっていくに従って、使う頻度が減ってきて、自動的にその登録が抹消されてしまうというのが現状かと思います。この外部評価の中にも書いてありますけども、きっかけづくりだとかアプローチだとか、そういうことがこれからの課題なのだろうなと感じました。

新規の登録者数が増えているということは、教育振興計画の目標の中にも掲げられていますし、非常にいいことかと思しますので、継続して利用していただけるようにすることが非常に重要なのかなと感じました。

あと、図書館は、淵野辺と橋本と相模大野にあり、図書館ごとに特色があります。さらに相武台に分館がありますし、この利用者アンケートの中でも公民館の図書室も市民の図書利用の大きな拠点になっているかと思うのです。いろいろ利用者のアンケートを取ってみて、これはちょっと集計結果を見ますと、公民館の図書室でアンケートを取ったのが6

館、6室だけのようなのですね。これ、もしできれば、図書館が近くにある公民館以外はほとんどの公民館で図書室を備えていますので、できればそれぞれの館でもこうやってアンケートを取っていただいて、公民館としても図書室をどのように活用していくか、そういうもののいい指標にもなるかと思います。

かつ、淵野辺の図書館では、中央区内の公民館の図書室を回っているいろいろなアドバイスや企画をされているようですが、相模大野図書館、橋本図書館においても公民館の図書室とうまく連携しながら、もっと図書活動が活発になるような展開を連携してやっていただければなと感じました。ぜひそれぞれの力が発揮すると同時に、連携しながら図書館の普及がもっと進みますように期待しています。

以上です。

渡邊教育長 ご意見ということでよろしいでしょうか。

白石委員 はい、意見です。

平岩委員 Wi-Fiの環境とかがもう整ってきているということですし、令和3年度、4年度、随分変わってきているのだと思います。今後の令和4年の結果が出るのを楽しみに待っております。

宮下図書館長 先ほど、来館者数のお話があったと思うのですがけれども、全ての図書館と申し上げたのですがけれども、相武台の分館が入っておりません。

渡邊教育長 では、相武台分館を除く来館者数ということで、承知いたしました。

渡邊教育長 ほかよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

渡邊教育長 それでは、本件については以上とさせていただきます。

令和6年度相模原市立義務教育諸学校使用教科用図書の採択基本方針について

渡邊教育長 先ほど、議案第22号について、修文の上、再度審議をするということを上りましたが、よろしいでしょうか。

農上学校教育部長 改めてお時間を取っていただきありがとうございます。教科書採択に向けて調査研究の観点を明確にすることは大変重要だと捉えておりました、先ほどのご意見等を踏まえて修正をさせていただきましたので、教育センター所長よりご説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。

奥津教育センター所長 それでは、資料の10ページをご覧いただければと思います。1

0ページの生活の観点、12でございます。先ほど、何に気付くのか、そこを明確にというようなご意見をいただきましたので、一度ゆっくり読み上げさせていただきます。

「身近な人々、社会及び自然との特徴やよさ、それらの関わりについて気付くことができるようにするとともに、自分自身や自分の生活について気付くことができるよう工夫されているか。」でございます。このように修正させていただいた意図でございますが、何について気付くかということで、特徴やよさをしっかりと記したこと、そして、気付くが2つあるということについてでございますが、1行目の身近な人々、社会及び自然の特徴やよさ、それらと直接関わりについて気付く、ここの気付くにつきましては、「いわゆる身近な人々や社会、自然との横のつながりへの気付き」を指しています。そして、「自分自身や自分の生活について気付く」こちらの気付くについては、自分自身とのつながりについて気付くということで、文言の方も改めて整理をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

渡邊教育長 今、説明がございました。ご質問、ご意見、ございましたらお願いいたします。宇田川委員、よろしいですか。

宇田川委員 はい。

渡邊教育長 では、今の修文ですけれども、もう1度、読み上げていただいてもいいですか。

奥津教育センター所長 では、改めて読み上げさせていただきます。10ページの生活、12の知識及び技能でございます。

「身近な人々、社会及び自然の特徴やよさ、それらの関わりについて気付くことができるようにするとともに、自分自身や自分の生活について気付くことができるよう工夫されているか。」

以上でございます。

渡邊教育長 では、今、読み上げたとおりでよろしいですか。

宇田川委員 よさは、ひらがなでしょうか。

奥津教育センター所長 ひらがなでございます。

宇田川委員 ありがとうございます。

渡邊教育長 では、今、読み上げました修文で、この議案につきましてお諮りしたいと思います。

それでは、議案第22号、「令和6年度相模原市立義務教育諸学校使用教科用図書の採択基本方針について」をこの修正案として提出しました案のとおり決するにご異議ござい

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 ご異議ございませんので、議案第22号は可決されました。

ここで、前回定例会後の私の活動状況等について報告をさせていただきます。

4月26日、神奈川県教育長及び県下の教育長が集まり、県・市町村教育委員会教育長会議が行われました。5月9日、10日で、関東地区都市教育長協議会が立川でございました。5月12日には、三浦市で神奈川県都市教育長協議会総会が行われました。各市とも人員不足や働き方改革、部活動の地域移行等が共通の課題であり、採用試験の工夫や部活動に関する大学等の連携など、各市の取組状況について状況報告を行いました。

学校訪問を5月1日から15日にかけて行いまして、各校とも教職員が創意工夫しながら、子どもたちの学びが充実させられるように、また先生が力を発揮できるよう、体制づくりというものに各校長が尽力いただいていることを確認してまいりました。不登校や登校しぶり、また、発達に課題のある児童・生徒一人ひとりに対応した体制にするためには、人員はさらに充実することが好ましいというような意見がございました。中学校では特に部活動に力を入れてほしいという生徒や保護者の期待がある中で、働き方改革を推進することが大変難しい状況にあるというようなことも課題として認識いたしました。

5月13日、14日は相模原市民若葉まつりが行われました。また、同日にさがみはら大冒険という、教員を志望する学生が若あゆにおいて体験活動を行うイベントがありましたので、そちらにも参加いたしました。大学4年生からいただいた感想を1つ読ませていただきます。

大変さを体感したからこそ味わうことのできる達成感とともに、体験活動のよさを知ることができました。また、私たちの笑顔の裏には、教育センターや若あゆをはじめ、たくさんの方が同じ目的を共有し、準備段階から当日の声かけに至るまで様々な仕掛けを仕込んでくれていたことを知りました。今回、子どもの心で自然や仲間と関わることで得た経験を、次は教師として相模原市の子どもたちに還元していきたいと思います。2日間ありがとうございました。

5月15日、人権擁護委員会協議会定時総会に出席いたしました。人権擁護委員には、人権作文、人権の花、こどもの人権、SOSミニレター等の取組を各学校で行っていただいております。

5月16日、相模原市公民館連絡協議会総会がございまして、先ほどございました公民

館長の交代に当たって、退任された公民館長に感謝状を贈呈いたしました。退任されるお二人からお話をいただきまして、この6年間、勤務された中では、公民館の使用料の有料化ですとか、コロナになって大変な思いをされながら、いろいろ工夫をして乗り越えてこられたということを伺うことができました。

以上、私からの報告でございます。

では、ここで次回の会議予定日を確認いたします。

次回は6月9日、金曜日、午前9時30分から、第1特別会議室で開催する予定でよろしいでしょうか。

それでは、次回の会議は6月9日、金曜日、午前9時30分開催予定といたします。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開後の審議に係る職員以外は退室してください。

(休憩・11:11～11:19)

令和5年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第3号)について
渡邊教育長 引き続き会議を続けます。

日程2、議案第23号、「令和5年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第3号)について」、事務局より説明いたします。

有本学校給食・規模適正化担当部長 議案第23号につきまして、ご説明させていただきます。

本議案は、令和5年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

議案第23号別紙、令和5年度相模原市一般会計補正予算(第3号)(教育委員会所掌分)の4ページをお開きください。

はじめに、教育費全体の補正について、ご説明いたします。

「款50 教育費」ですが、補正前の歳出予算額496億7,311万円から1億1,049万円を増額し、計497億8,360万円とするものです。

次に、教育委員会の所掌に係る予算の補正の内容についてご説明いたします。

「款50 教育費」、「項5 教育総務費」、「目10 事務局費」の説明欄1、学校給食費管理事業、及び「項15 中学校費」、「目10 学校保健費」の説明欄1、中学校完全給食推進事業、(1)中学校完全給食推進事業ですが、食材費の高騰に伴い、小中

学校等において、保護者の負担を増やすことなく、これまでどおりの栄養バランスや質を保った学校給食を実施するため、食材費の高騰分を増額するものです。

続いて、「目10 学校保健費」の説明欄1、中学校完全給食推進事業、(2)中学校給食全員喫食推進事業ですが、令和8年中の中学校給食の全員給食を実現するため、建設予定地が定まった(仮称)南部学校給食センターの整備に向けた測量等を行うための経費を増額するものです。

次に、関連する歳入につきましてご説明いたします。2ページにお戻りください。

「款55 国庫支出金」、「項10 国庫補助金」、「目5 総務費国庫補助金」ですが、食材費の高騰分の経費につきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を見込むものです。

以上で、議案第23号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。特によろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

渡邊教育長 では、ございませんので、これより採決を行います。

議案第23号、「令和5年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第3号)について」、議案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 ご異議ございませんので、議案第23号は可決されました。

工事請負契約について

渡邊教育長 日程3、議案第24号、「工事請負契約について」、事務局より説明いたします。

農上学校教育部長 議案第24号につきましてご説明申し上げます。

本議案は、市立谷口小学校校舎増改築工事の工事請負契約の締結に係るものでございまして、本市では、予定価格が3億円以上の工事は、議会の議決に付すべきものと定めており、本工事につきましては、予定価格が3億円以上となりますことから、6月議会に上程いたすものでございます。

提案の理由にございますとおり、本議案を、市議会6月定例会議に提出するに当たり、

市長から教育委員会へ意見を求められたため、これに同意いたしたく、教育委員会へ提案するものでございます。

それでは、本議案の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、別紙の1ページをご覧ください。

本工事につきましては、本年4月11日に開札し、4月19日に仮契約を締結しております。

契約の内容についてでございますが、1、工事の名称は、「市立谷口小学校校舎増改築工事」、2、工事の場所は、相模原市南区上鶴間本町5丁目13番1号、3、契約金額は、7億180万円、4、契約の相手方は、櫻内工務店・古木建設共同企業体でございます、代表者は、株式会社櫻内工務店代表取締役、櫻内康裕でございます。

なお、本市では、予定価格が5億円以上の建築工事は、共同企業体での入札参加を条件としております。5、履行期限は、本契約締結の日から500日以内とするもので、令和6年11月上旬の完成を予定しております。6、契約締結の方法は、条件付一般競争入札を総合評価方式で行ったものでございます。

2ページをご覧ください。工事場所である谷口小学校の案内図でございます。

次に、工事の概要でございますが、3ページの配置図をご覧ください。

今回、校舎を増改築する理由についてでございますが、谷口小学校は、今後、児童数が増加する傾向にあり、教室が不足する見込みがあることなどから、本工事を実施するものでございます。

配置図の太線で表示した、左側の「A棟（増改築部）」と記載のある部分と、右側の「渡り廊下」と記載のある部分が今回の工事箇所でございます。

下段の施設の概要でございますが、A棟（増改築部）の建物の構造は、鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造で、地上4階建、建築面積は、約816㎡、延べ床面積は、約1,583㎡でございます。また、渡り廊下の建物の構造は、アルミニウム合金造、平屋建て、建築面積、延べ床面積は、ともに約46㎡でございます。

次に、各階の平面図につきまして、4ページから7ページをご覧ください。

まず、4ページですが、1階には、給食関連の調理室・洗浄室や配膳室のほか、理科室などを配置しております。

5 ページをご覧ください。2 階には、普通教室や機械室などを配置しております。

6 ページをご覧ください。3 階には、多目的室などを配置しております。

7 ページをご覧ください。建築する校舎は3階建てですが、増築するエレベーターは既存校舎と合わせており、4階建てとしております。また、増築する校舎は、各階ともに既存校舎と廊下でつながっております。

8 ページの立面図をご覧ください。各方面から見た立面図でございまして、右側の小さな建物が渡り廊下でございます。

9 ページをご覧ください。契約の相手方の概要でございまして。

11 ページをご覧ください。入札参加業者の概要でございまして。

12 ページをご覧ください。入札状況でございまして、一覧表のとおり、入札参加者は1JVのみとなっておりますが、本件は一般競争入札として公告しておりますので、入札は成立しております。

13 ページをご覧ください。総合評価方式における評価項目及び評価結果でございまして、項目ごとに評価し、配点したものでございます。

以上で、議案第24号についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 今回、この谷口小学校の校舎増改築工事の何か特徴的なものはあるのでしょうか。また、エレベーターは4階までということですが、これは児童たちも使えるのでしょうか。

米山学校施設課長 今回の谷口小学校の増改築に当たりましては、まず、給食室の部分なのですが、もともと旧A棟の方に給食室がございまして、ドライ化するに当たって、各部屋を区切らなければいけないということで、今までよりも面積が広がってしまうということで、今回増築する1階に給食室を設けております。ただ、この学校につきましては、すぐ敷地の周辺に住宅がありますので、においが出ないようにというような工夫はしているところでございます。

エレベーターにつきましては、児童が使えるものでございます。今回、これを設置した理由が、500㎡以上の増築の際には、県のバリアフリー条例において、エレベーターを設置しなければならないという、その規定に基づいて今回設置するものでございます。

以上です。

白石委員 この増改築する部分は、現在、どのように使っている場所なのでしょうか。

米山学校施設課長 今回、増改築する部分なのですが、もともとプールがございました。プールについては、昨年度解体し、今年度から駅の近くにある民間のプールを利用しております。これから工事が始まりますので、今はもう更地になっております。

以上です。

渡邊教育長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

渡邊教育長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第24号、「工事請負契約ついて」を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 ご異議ございませんので、議案第24号は可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、定例会を閉会いたします。

閉 会

午前11時34分 閉会